

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210202	山陰運送株式会社(法人番号5280001000223) 代表者野々村健造	島根県松江市八幡町796番地69	松江支店	島根県松江市八幡町796番地69	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年11月20日及び令和3年2月2日、死亡事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210210	株式会社CLIP(法人番号3240001050281) 代表者仙波雄史	広島県広島市佐伯区石内上一丁目14番3号	本社営業所	広島県広島市佐伯区石内上一丁目14番3号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項前段、法第11条、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和元年12月25日及び令和2年7月13日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更事前届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)運送約款の揭示義務違反(法第11条)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	4	4
20210225	有限会社Amika(法人番号9240002031317) 代表者大平久美子	広島県三次市三和町敷名4343番地	本社営業所	広島県三次市江田川之内町508-7	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和2年1月7日及び同年1月29日、死亡事故を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	3	3